

## 第643回 統計審議会議事録

1 日時 平成18年11月10日（金） 13：35～16：20

2 場所 総務省第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館8階）

### 3 議題

#### (1) 庶務事項

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について

#### (2) 諮問事項

- 諮問第315号「作物統計調査等の改正について」

#### (3) 答申事項

- ① 諮問第311号の答申「平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について」（案）
- ② 諮問第312号の答申「経済産業省企業活動基本調査の改正について」（案）

#### (4) 部会報告

- ① 第121回国民生活・社会統計部会
- ② 第86回及び第87回企業統計部会
- ③ 第66回人口・労働統計部会
- ④ 第128回運輸・流通統計部会

#### (5) その他

### 4 配布資料

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について
- ③ 諮問第315号「作物統計調査等の改正について」
- ④ 諮問第311号の答申「平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について」（案）
- ⑤ 諮問第312号の答申「経済産業省企業活動基本調査の改正について」（案）
- ⑥ 部会の開催状況
- ⑦ 指定統計調査の承認等の状況
- ⑧ 平成18年9月指定統計・承認統計・届出統計月報（第54巻・第9号）
- ⑨ 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

【委員】美添会長、篠塚委員、舟岡委員、清水委員、引頭委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省飯島調査企画課長、厚生労働省桑島統計情報部長、農林水産省長統計部長、  
経済産業省細川調査統計部長、国土交通省伴企画調整室長、東京都金子統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

農林水産省佐藤生産流通消費統計課長、厚生労働省久保国民生活基礎調査室長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省久布白政策統括官、同桑原統計審査官、同小林統計審査官、

### 6 議事

＜大臣就任あいさつ＞

審議に先立って、平成18年9月26日の新内閣発足により、新しく総務大臣に就任された菅大臣からあいさつがあった。

菅大臣）美添泰人会長を始め、統計審議会委員の皆様方には、平素から統計のさまざまな分野にわたり、また、専門の立場から熱心に御審議を頂いていることに厚く御礼を申し上げる次第である。

私自身、統計は国の行政のかじ取りを行う上で、いわば羅針盤として極めて重要なものであると考えている。例えば、私が現在取り組んでいる地域の活性化を考える上で、人口構成、地域経済の現状などを正確にとらまえることは政策を立てる前提としても必要不可欠なものであると考えている。

一方で、統計をめぐる環境というのは非常に大きな変化が生じていることも事実であると思う。社会経済の変化に対応し、これまで縦割りの行政に従ってつくられていた感のある統計全体の体系を見直していくことや、あるいはプライバシーの意識の変化などの調査環境の変化に対応するとともに、さらには統計に民間の手法を取り入れ、効率的に行う観点からの市場化テスト、民間開放の推進など、こうしたことも求められている。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出をすることが決定されており、現在総務省においては、統計整備に関する司令塔機能の強化のための法律案の立案作業を進めているところである。

このように、統計行政は大きな変革の時代を迎えている。私としても、皆様の御意見を十分に拝聴して、統計の改善に積極的に取り組んでまいりたいと思っている。引き続き、委員の皆様方の率直な議論をお願い申し上げて、一言御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いしたい。

(菅大臣退室)

(1) 庶務事項

① 統計審議会専門委員の発令について

美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

② 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第315号「作物統計調査等の改正について」

総務省政策統括官付の小林統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて農林水産省佐藤生産流通消費統計課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) ただ今の説明につき、質問、意見等があればお願いしたい。

基本的には、資料に沿って説明していただいたとおり、大幅な簡素化、合理化が図られているが、確認すべきところが幾つか見えている。従来、政策等で必要とされていた調査のうち、幾つかは確かに必要性が低くなってきている。その部分は合理化できるが、それ以外に関して、簡素化した後でも政策等の需要に十分に応え得る正確な調査は必要であろう。今回提案されている簡素化が統計に対する需要を満たしているかという点については、ぜひ部会で検討していただきたい。

もう一点、公表期日が従来に比べて2か月程度遅くなるということだが、全般的に統計の速報化が求められていることに対して、今回の遅れに対して利用者側、特に政策目的等で支障がないという点について、部会で確認していただきたい。

ほかに何か、発言等はあるか。

椿部会長の担当になるが、何か考え等があれば、お聞かせいただけないか。

椿部会長) 基本的には、標本調査を導入し、標本農家を対象とする調査を行うことに関して、会長がおっしゃったように、従来の調査で捕捉できていたものがどうなるのか、それは問題ないのかということに関していろいろな意見を部会で委員、専門委員の方々から賜りたいと思っている。

美添会長) ほかに指摘、質問等はないか。

篠塚委員) 水稻については、調査補助者を活用するという計画になっているが、この調査補助者というのはどのような資質というか、どのようなことを念頭に置いている者なのか教えていただきたい

い。

佐藤課長) これは本当に補助的な、アルバイトみたいな形で数を数えるだとか、もみの数を数えるだとか、そういう機械的な仕事で済むような人ということで考えている。

美添会長) 私も思い入れのある調査だが、従来は職員が複数で行って、その経験を引き継ぐ機会だったわけである。職員が1人になって外部からの調査補助員が従事することになると、農林水産省の中で経験を引き継ぐ機会が失われる危険性がある。それに対する何らかの手当ては別途考えているとのことだが、そういう問題も関連して発生している。

佐藤課長) そういう問題については、また別途工夫させていただきたいと内部でも思っている。

美添会長) 将来の統計調査に向けて、過度な統計部門の弱体化は避けたいというのは統計審議会全体としての願いだと思う。

それでは、調査票の種類も多くて手間がかかるが、農林水産統計部会の椿部会長にはよろしくお願ひしたい。

### (3) 答申事項

#### ① 諮問第311号の答申「平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について」(案)

総務省政策統括官付の小林統計審査官が、資料4の答申(案)の朗読を行った。続いて、森泉国民生活・社会統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

森泉部会長) それでは、部会の報告から説明する。資料6を御覧いただきたい。

まず、答申(案)作成までの部会における審議結果について説明する。

8月4日の第640回の統計審議会に諮問された「平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について」は、国民生活・社会統計部会において、8月、9月、10月の3か月の間に4回にわたって審議を行い、答申(案)を取りまとめた。1回目の第118回部会を8月11日に、2回目の第119回部会は9月22日に、3回目の第120回部会は10月6日にそれぞれ開催されたが、これらの部会の結果については、前回と前々回の統計審議会において報告しているので、今回は割愛させていただく。

最後の第121回部会については、お手元の資料6の1ページにあるとおり、10月20日に開催された。部会の内容は、5の審議の概要のとおり、前回の部会において整理が残された事項について調査実施部局から説明を受けて、質疑応答を行った。その後、答申(案)についての審議を行った。審議の結果は、答申(案)の調査事項等の記述の一部について修正を行った上で了承された。具体的な修文については、部会長一任となった。

それでは、まず答申(案)の説明の前に、計画案の審議の状況から報告する。

お手元の5の審議の概要1のところから説明申し上げる。

まず、前回部会において整理が残された事項についてである。1の世帯票については、当初、厚生労働省の方から6項目削除という計画であったのが4項目削除となり、最終的には2項目削除という結論になった。それぞれの項目の必要性や重要性を考慮していただき、4項目を復活していただいたことは高く評価するというのが部会の複数の委員からの発言であった。

次に、健康票については、主にK6(「こころの健康の実態を把握する測定基準」)についての表章だが、複数のストレスを持つ場合の分布が把握できるようにということで、合計点数を作表してほしいという要望があった。これに対して厚生労働省からは、クロス分布の結果表を当初の計画に追加して、合計点数の表については、今後作成方法も含めて検討するという回答があった。K6の導入というのは今回初めての試みなので、結果も精査してみたいということである。

また、学歴については、健康票だけではなくて基本的な情報なので、追加を中長期的にお願いしたいということだったが、厚生労働省からは、記入者にとっては非常に拒否感の強い項目で、回収率の低下を招くという懸念があるので、現状のところでは難しいが、追加することについては中長期的に研究するという回答であった。

次に、所得と健康状態についてであるが、所得と健康状態についての因果関係に関しては、

それを把握するためには、過去の情報を把握することが必要となるので、このことに関しては記入者の負担が非常に大きい。しかしながら、厚生労働省からは、把握時点が一時点のみであり同一客体の状態の変化を把握するというものではないが、本調査の特別集計ということで所得と健康の関連分析を行う計画があるという説明があった。それからまた、厚生労働省の方で実施しているパネル調査を利用するという方法もあるのではないかとということであった。ただ、パネル調査は、まだ実施回数も少なく、今回直ちに使えるということではないと思うが、同じ厚生労働省の調査なので、このような要望が審議の中であったことを実施担当部署へ伝えてもらうことにした。

次に、④の推定方法だが、これは、推定方法を他の全国消費実態調査であるとか、就業構造基本調査であるとか、そういう推定方法と比較して研究をしてほしいということと、同時に抽出方法についても比較検討をしてほしいという意見があった。

その他に関しては、審議の中で育児に関する意見が幾つか出たということであり、これは介護票を廃止するというわけではなくて、将来的には育児に関する票の創設ということも、あるいは育児に関する項目を調査事項に入れるということも視野に入れてほしいということであった。

次に、答申（案）の審議を行ったが、答申（案）については、部会長に修文を一任された箇所を除き、部会として了承された。

2の答申（案）の審議については、答申（案）の説明のところで一緒にさせていただく。

それでは、続いて答申（案）についての説明を申し上げる。

今回、答申（案）の構成は、「1 今回の調査計画について」と「2 今後の課題」という2本の柱になっている。それで、前文に引き続き「記」というところでは、まず、この調査の特徴、理由と利用度が高いということを述べ、その次には今回の平成19年調査が8回目の大規模調査であるということなどを述べ、最後に今回の主な改正点は世帯票と健康票の調査事項の見直しと、自計方式の導入であるということなどを記述している。

それでは、調査事項等、個別のことに入っていきたいと思う。

まず、「1 今回の調査計画について」の（1）の調査事項のところである。まず世帯票だが、世帯票のところではまずは計画というのが述べているが、1ページから次の2ページにわたり、就業関係6項目を削除するというのが当初、厚生労働省の計画であったということである。これに関しては、数多くの委員、ほとんどの委員から削除の理由等のことについての意見が出された。当初、削除の理由として就業構造基本調査との重複というようなことであったが、それは就業構造基本調査とは調査の特性が違う、それから本調査は五つの調査票のクロス集計ができるという大きなメリットがあることから、さらに6項目のうちの4項目についての復活を検討してもらったところである。

次に、雇用保険のところの最後のパラグラフであるが、「雇用保険の加入状況」と「主な仕事のほかに別の仕事（の有無）」に関して以外はやはり基本的な情報であるから、引き続き調査事項として復活をしたということが書かれている。「雇用保険の加入状況」については、あまり的確な把握はできなかったということ、また、「主な仕事のほかに別の仕事（の有無）」については、報告者負担の軽減に関する観点から削除はやむを得ないということであった。非常に多くの議論があったところである。

それから、その次の健康票であるが、健康票についても、一番初めのパラグラフのところでは、①、②、③というふうな三つの計画について述べてある。

①に関しては、ハーバード大学医学部のKessler教授らが開発した精神的なこころの健康にかかわる尺度「K6」というものを今回導入すること、それから、病気の予防に關した費用も把握するため調査項目に追加すること、3番目としては、最長通院期間を削除するという計画だった。それに関して、次にそれぞれについて評価を行っている。

まず、K6の追加についてだが、これは前回答申を踏まえたものであり、悩みやストレスの

原因等を含めた実態把握のための基礎資料となるものであり、適当であると記述している。

次に、病気の予防についての費用も、前回答申を踏まえて導入したものであり、適当であるということである。ただし、正常な妊娠・分娩のために支払った費用については、これは必ずしも病気というものと密接に関連があるということではないので、これを外すということもおおむね適当と認めた次第である。

ここに関しては、予防の範囲及び正常な妊娠・分娩に関する費用について議論がかなりあったところであるが、最終的には正常な妊娠・分娩を予防に含めずに、記入者の混乱を招かないように欄外にその注意を書くということでおさまったということである。

次に3ページをご覧いただきたい。3番目の「最も長く通っている傷病の通院期間」については、聞き方として一つだけを聞くということもあり、ずっと過去3年間における結果がほぼ同一であることから、もう少し複数回答であるとか、把握方法に工夫をしなければまた同じ結果であるということなので、削除はやむを得ないと認められるということである。

最後のところであるが、これは、今回は従来の「健康上の問題で床についた日数」というのを、更に健康が日常生活に及ぼす影響を広く把握する観点からそれを少し直して、「健康上の問題で床についたり、普段の活動ができなかった日数」というふうに修正することが適当であると認められたので、そのように記述をしている。

次に、(2) 調査方法についてだが、調査方法については、元來の他計申告方式では、被調査世帯の抵抗感が強いこと及び非常に難度が高い業務であり調査員の確保が難しいということなので、自計申告方式に変更するということが書かれている。これらについては、前回の答申を踏まえたものであり、そのための予備調査も行っているということが書いてある。その予備調査において、他計申告方式と遜色のない調査結果ということの意味だが、遜色のないという意味は、回収率及び記入率について遜色がないということである。

また、介護票についても、自計申告方式にするとすることは適当であると記述している。平成16年の後に事後調査を行い、記入メモを配付した。記入メモを介護認定書類を参考にして行ってもらったところ、支障なく記入できたということで、この介護票についても自計申告方式が適当であるという記述になっている。

ただし、最後のところで、今回の本調査の改善に資する観点から、申告方式を変えたわけなので、その辺についてのヒアリングを十分行う必要があるという意味で記載している。

次に、(3) 調査票の設計であるが、これは世帯全体と各世帯員ごとの2枚になるという計画で書かれている。これに関しては、自計申告方式になったので文字の大きさをある程度保つ必要があるということから2枚になったが、やむを得ないという評価である。

次に、4番目の集計・公表だが、集計については、調査票のクロス集計を行うことが適当であるとしている。それから、今回多く議論が出たのは、新たに追加されたK6についてである。K6については、他の調査事項とのクロス集計を行うということはもちろんだが、先ほどの部会概要のところでも申し上げたが、合計点の結果表を出せないものかというような要望が数多く出された。それについて、出てきた結果等を精査して研究してほしいということである。

今後の課題については4点であるが、実質5点である。4ページをご覧いただきたい。

まず、調査の円滑な実施の確保ということで、やはりプライバシーの意識が高まっており、年々調査環境が厳しくなるので、引き続き所得票の自計申告化について検討してほしいということである。

それで、今回の予備調査について検証したが、社会保険料といった厚生労働省にしてみると最も基本的な事項の記入がよくなり、異常値が見られたということであったので、今回は他計申告方式のままだが、今後は、調査環境のことを考えると自計申告化が必要なので、そのあたりを引き続き検討してほしいということである。

次に、イの調査協力の確保だが、これは、年々回収率が低下しているということを受けて、広報等によって更に調査協力を確保してほしいという意味である。平成に入ってから各調査

票の回収率の推移を見たところ、所得票は平成6年の88パーセントをピークに低下傾向が続き、世帯票についても、平成元年の93パーセントからずっと低下という状況になっているので、回収率の維持向上が必要との判断から、今後の課題として記述したものである。

次に、(2)の母集団の推定方法だが、これは会長もおっしゃったように、単身と被単身の人口または世帯数をベンチマークにするかどうかによって、本調査と類似の全国地方自治体調査、就業構造基本調査等との結果数字に大きな違いが出てくる。それで、ただ、推計方法だけではなくて、抽出方法も異なるから、それをあわせて今後検討、研究してほしいという意味で書かせていただいている。

3番目のデータ利用の拡大だが、これは昨今の統計ニーズの高まりに応じて、御検討を願いたいということである。

(4)の調査事項だが、調査事項は、特に部会審議で出た学歴であるとか、それから所得と健康状態の変化を把握する事項の追加については必要性があると思われるので、今後も検討していただきたいという意味で記述した。

以上、答申(案)について説明した。

#### [質 疑]

美添会長) この件について、質問、意見等があればお願いしたい。

佐々木委員) 大変つまらない小さな質問だが、健康票のところの漢字に全部読み仮名が振ってあるが、以前に報告の中にあつたような気がするが、すごく幼稚なところまで全部振ってあるような感じだが、これは何か理由があるのか。特別これだけなのか。

森泉部会長) それも問題になったが、調査実施部局の説明として、一つは子供も記入するということなので、そういう目的もあつて振り仮名がついている、ルビがついているということであつたように思う。

佐々木委員) ここに12歳未満の方と書いてあるから多分そうだろうと思うが、実際には子供は書かないのではないのか。

森泉部会長) 実際はちょっとどういうことか分からないが、できるなら12歳未満の子供が書いてほしいということではないかと思うが。

美添会長) これは、調査実施部局から説明していただく方が明確だと思う。

久保室長) これはやはり年齢に関係がある。簡単に言えば、ワープロソフトを使い、12歳から学ぶ漢字というものに振り仮名をつけたということであり、12歳でも書けるように平成13年からつけている。

美添会長) 12歳未満の子供が記入しているかどうかという情報は、調査実施者としてある程度把握していると考えてよろしいか。

久保室長) 健康票はあくまでも個人で密封方式で回収する形になっているので、やはり個人個人が悩んでいる事項とか、そういうものを書ける形にしている。

佐々木委員) そうすると、これ以外のこういう調査票というのは一切振り仮名はつけないのか。12歳以上であれば振り仮名をつけない、知的レベルとは全く関係なしにつけていないのか。

久保室長) 健康票は個人票であり、密封方式で実施している。あと、もう一つ密封方式で実施しているのが貯蓄票である。これは世帯の貯蓄だから、おそらく、世帯主が書いているのだと思う。

美添会長) 普通は、回答者には成人を想定しているので振り仮名はないと思うが、このケースは子供が記入することも想定していると。小さい子については母親が代理で書くことも認めているのか。

久保室長) 母親が補助するということも当然ある。振り仮名を付ける付けないの議論は、社会保障審議会でもやはり同じような議論があり、両方の意見があつた。それで、どちらにするというところまでには至らなかつたわけである。

美添会長) ほかに何か。

引頭委員) 質問が1点だけあるが、国民生活基礎調査というのは非常にプライバシーにかかわる調査で、今回他計方式から自計方式に幾つかの項目に入れられたということは非常によいことだと思っ

ているが、今回の答申の中にはオンライン調査というか、インターネット調査については何も書かれていないが、そのあたりの導入についてはいかがお考えか。

美添会長) 部会長、何か。

森泉部会長) 全くその点に関しては議論していない。

美添会長) 計画にもなかったようだが、調査実施部局としてのお考えをお願いしたい。

久保室長) 具体的な計画は現在ないが、いずれテレビなど双方向になる。そうすると、世帯にも双方向で応えるチャンスが出てくるわけである。パソコンもそうであるが、そういうものを見ながら一応受け入れる窓口を作っていくとは考えている。要は、オンラインでできる方はオンラインで報告してもいいと、ただ、これも厚生労働省が先走るのではなく、たしか総務省の方でも研究しておられるので、そこら辺もよくウォッチしながら検討していきたいと思っている。

美添会長) 将来的な課題としては認識されているということでしょうか。

ほかにあるか。

丁寧) 答申(案)を説明していただいたので、疑問点等はほぼないものと思われる。特に重要な調査項目については、部分的な手直しが行われたということであり、関係者に感謝したい。この件については修正意見はないものと認められるので、本案をもって当審議会の答申として採択することとしたいが、よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、総務大臣に対してこれを答申することとする。ただ今の答申に関して、厚生労働省の桑島統計情報部長からご挨拶がある。

桑島部長) ただ今平成19年国民生活基礎調査の調査計画についての答申が採択されたことについて、調査実施者として一言御礼申し上げたい。

今回の調査計画においては、近年の調査環境の変化等に適切に対応するために、世帯票及び介護票について他計から自計へと調査方法の変更を行うとともに、健康票においては、社会生活環境の急速な変化及び複雑化に伴うこころの健康について新規事項を追加するなど、調査事項の見直しを行った上で実施することとした。

本計画案については、8月4日の第640回の統計審議会で諮問され、その後、4回にわたる部会審議を経て、本日答申を頂いた。貴重な御指摘を多々賜ったことを含め、御礼申し上げる。

答申の指摘事項については、平成19年調査に反映してまいりたいと考えている。また、今後の課題については、次回以降の企画に向け、十分に検討させていただきたいと考えている。美添会長、森泉部会長を始め、委員、専門委員各位の熱心な御審議に対し、心から御礼を申し上げます。

## ② 諮問第312号の答申「経済産業省企業活動基本調査の改正について」(案)

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料5の答申(案)の朗読を行った。続いて、舟岡企業統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

舟岡部会長) それでは、経済産業省企業活動基本調査の改正について説明する。

経済産業省企業活動基本調査の改正については、9月15日開催の第641回統計審議会で諮問され、企業統計部会にその審議が付託された。本件に関しては、部会を合わせて3回開催し、審議を行った結果、ただ今朗読していただいた答申(案)をまとめるに至ったので、部会の審議結果報告とあわせて説明する。

資料6の3ページ以降にある企業統計部会の結果概要もあわせて御覧いただきたい。

前月の統計審議会以降に開かれた企業統計部会は第86回と第87回の部会であり、その結果概要はお手元の資料6の部会の開催状況の3ページ目以降に記されている。第86回企業統計部会は、10月26日に開催し、前月の審議会で報告した第85回の部会審議において、次回の審議事項とされた、調査事項、調査方法、結果の集計及び公表について、委員の方々からあらかじめ質問、意見を頂き、それに対して調査実施者から説明、回答を受けて、審議をした。

次の第87回部会は、11月2日に開催したが、第86回部会で次回審議とされた事項について、

調査実施者から説明を受けて審議をした後、答申（案）についての審議を行った。時間の関係で、2回の部会において審議、検討した事項のうち、答申（案）に関連する事項にできるだけ絞って説明する。

まず、第86回部会についてだが、(1)の企業活動基本調査の役割についてはいろいろな意見が出された。二つ目の「○」であるが、企業に関する統計を業種横断的かつ体系的に整備することとすれば、中小企業基本法の改正に伴い、中小企業実態基本調査と企業活動基本調査との役割分担等についてどのように考えているのかという質問があり、そこに記してある。

三つ目の「○」であるが、体系的整備の具体的中身、すなわち、中小企業実態基本調査との両調査の棲み分けを整理しないと今回の調査計画の変更の意義が問われるという指摘があった。

四つ目の「○」についてだが、これに関連して、サービス業について業種を拡大する場合、対象業種ごとに規模区分を変更しなくていいのか、また、今後は規模区分をどのように設定することが適当かを明確にする必要があるという指摘があった。

これらの点については、第87回部会で検討することとした。これらの意見は答申（案）の「1 本調査の企業統計における役割」と「3 今後の課題」に反映させた。

(2)の調査事項及び調査票の設計についてだが、これについて、今回計画の評価に関し、答申に反映させた事項は全部で四つある。

一つ目の「○」であるが、貴社の機関等について、委員会設置会社の導入状況の設問を修正した。

次に、三つ目の「○」であるが、従業者について、全従業員に占める正社員の比率は関心を集めていることから、正社員数の事項を追加することとした。

次に、七つ目の「○」であるが、調査事項「2 事業組織及び従業者数」のところの注書きの「常用雇用者」と「パートタイム労働者」について、パートタイム従業者の定義を修正することとした。

次に、5ページの二つ目の「○」であるが、いわゆる2007年問題は来年に迫った問題であり、企業活動における制度的な対応の仕方をとらえるのは、とくにこの二、三年が重要であるので、今回の改正で当該事項を追加すべきという意見である。

次に、答申（案）で今後の課題として整理した意見を紹介する。前の4ページの下から二つ目の「○」に記されているが、海外事業活動基本調査の海外子会社調査票とのデータリンケージを今後検討するとしているが、すべての企業データをリンケージできるのかという意見があった。

その下の「○」であるが、「資産・負債及び資本並びに投資」の項目で負債項目は2項目しかないが、これは損益計算の費用等を把握する項目に比べると少ないという意見があった。

次の5ページの三つ目の「○」であるが、現行の調査事項は、鉱工業をベースとしたものであるため、サービス業には必ずしも適さない「取引状況」の中に輸出入等の項目がある。調査票の設計に当たっては、サービス業に合致した調査事項を設定することが必要であるとの意見があった。

(3)の調査方法についてだが、二つ目の「○」の本調査の対象となる母集団情報については、法人企業統計調査の名簿等による補完を行う計画であるが、今回の改正計画により正確になったと判断するとの結論とした。

(4)の集計・公表についてだが、一つ目の「○」の母集団の拡大推計については、売上高等の経理項目が利用可能な母集団情報が整備されるまで待つことでやむを得ないとの結論とした。

二つ目の「○」であるが、拡大推計が行えないなら、調査票の回収率については、調査結果の的確な時系列比較が行えるよう、業種別、規模別の回収率を公表する必要があるとの意見があった。

また、三つ目の「○」だが、調査結果の継続性、時系列比較をするため、母集団の拡大推計



も行わず、詳細な回収率も公表しないのであれば、せめてパネルデータの公表を検討する必要があるとの意見があった。また、パネルデータの活用についても、前年との比較のみではなく、10年間などの期間を設定して公表することを検討すべきとの意見が、今後の課題に盛り込まれた。

以上が、第86回部会の概要である。

次に、7ページの第87回部会では、前回部会で検討、または確認することとした事項について審議した。部会概要に記された順に説明する。

まず最初の「○」であるが、調査対象の選定基準については、調査対象業種の企業活動を的確にとらえることができるように、例えば製造業、卸売業については、今後、規模の引き上げ等も含め、見直すこととするとの調査実施者からの回答があり、了承された。

次に、現行の調査範囲では、業種の実態が的確に把握できない場合があるので、平成19年度の中企業実態基本調査の見直し計画を踏まえて、中小企業庁と協議の上で、企業活動基本調査の結果を補足する方向で検討していくとの調査実施者からの回答があり、了承された。

以上の二つは、答申（案）に今後の課題として整理した。

次に、2007年問題に対する企業の制度的な対応状況については、設問を追加することとしたが、その内容の調整は部会長預かりとすることで了承された。

次に、業種別、規模別の調査票の回収率の公表、パネルデータによる集計結果の公表をすべきとの意見に対して、調査実施者からは平成19年調査から公表するという回答があり、了承された。これら、三つ目と四つ目の「○」は、答申（案）では、今回の調査計画に対する対応事項とした。

こうした審議結果を受けて、答申（案）についての審議を行ったが、ただ今朗読していただいた内容で了承された。

それでは、答申（案）の内容について説明する。

まず、前書きについては、諮問文の記述を踏襲している。答申（案）の構成は、「1 本調査の企業統計における役割」、「2 今回の改正計画」、「3 今後の課題」となっている。

「1 本調査の企業統計における役割」については、まず、本調査の沿革として、本調査の位置づけ、調査対象業種の変遷と、本調査をめぐる統計整備の状況を述べている。

その次に、本調査に求められていることとして、中小企業基本法の改正に伴い、中小企業の範囲が変わったため、本調査と中小企業実態基本調査の役割分担の検討が必要であるということと、本調査が貿易業態統計調査を統合しているにもかかわらず、国際化に係る調査事項が不十分な状況にあることを指摘している。最後に、これらを取りまとめて本調査に求められていることについて、本調査は企業活動に関する統計の整備において、関係各省庁の統計整備の参考とされる調査であり、企業活動における事業の多角化、国際化等の実態をよりの確に把握するため、調査対象範囲、調査事項等を見直し、統計需要に適切に対応することが求められていると記述した。

「2 今回の改正計画」の中の（1）調査対象業種についてだが、今回、Qサービス業のうち、所管省庁と協議調整の整った学術研究開発機関、洗濯・理容・美容・浴場業（特殊浴場業は除く）、それと廃棄物処理業などの業種について、新たに調査対象とする計画である。これについては、サービス産業分野の特定の限られた業種の追加にとどまるものであり、企業統計を体系的に整備するという観点から十分満足できるものではないが、これまでサービス産業分野の企業統計の整備が進んでいなかったということを踏まえると、整備に向けた第一歩と評価できるとした。

（2）の調査事項及び調査票の設計については、調査事項の変更についてはおおむね適切としたが、先ほど説明したように、第86回、第87回の部会において、調査事項として追加すべきとの意見があった本年5月の会社法の施行等や、最近関心を集めている2007年問題への対応を明らかにする事項を追加することが必要とした。

また、近年、労働者の活用形態が多様化し、請負とか派遣労働等の新たな形態が製造業等において出てきている。そういう活用形態の多様化を受け、今回の改正計画では請負労働者数を追加しているが、更に正社員数を調査事項として把握することが必要であると指摘した。さらに、改正計画では、その他の部門に統合する計画であった国際事業部門については、国際的な事業展開も著しいため、引き続き調査事項とする必要があるとした。

(3)の調査方法については、母集団名簿情報を、これまでは工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業統計調査をもとに作成していたが、今回からそれに加えて事業所企業統計調査、法人企業統計調査、民間情報も使用する改正計画であり、これについては、改正計画どおり了承された。

また、法人企業統計調査、科学技術研究調査との重複する調査事項のデータの移送項目をさらに増加するという改正計画についても了承された。

(4)の調査結果の集計及び公表については、中小企業実態基本調査と相互に結果を利用できるよう、結果表章において、資本金に3億円の規模区分を設けることとか、従業員数の規模区分を整合させることが必要であるとした。また、現在、母集団の拡大推計が困難であるということであれば、調査結果の時系列比較を可能とする情報を提供するためにも、業種別、規模別の調査票の回収率を公表することが必要とした。

また、本調査では、既に蓄積されているパネルデータがあるので、それを活用した結果を今回から調査結果、または参考値とするか、その形式は問わないので一般利用者に向けて公表を行うことが必要とした。

以上が今回の改正計画についてである。

次に、「3 今後の課題」だが、三つの柱がある。

一つが、企業活動に関する統計の体系的な整備、二つ目が、適切な調査内容と調査票の設計、三つ目が有効な結果利用に向けてである。

まず、(1)の企業活動に関する統計の体系的な整備については、すべての産業を対象として統一的に把握することが望ましいのだが、現状では所管省庁ごとに整備していくこととされているから、当面は本調査を中心として各省庁が所管する分野の統計を整備して、その結果を共用することによって統計を整備していくことが適当とした。

また、本調査の調査対象範囲や調査対象規模については、それぞれの産業の従業員や資本金等の分布状態や産業特性を踏まえて見直すことが必要とした。

また、その際、中小企業実態基本調査と役割分担し、重複是正を図った上で企業活動に関する統計を整備する方向を目指すことが必要とした。

(2)の適切な調査内容と調査票の設計において、調査事項については社会経済情勢の変化、企業の業務内容の変化、統計需要の変化に対応した調査事項を設定するように、例えば周期的に変更する調査事項を設けるなどによって、企業の変化の実態をとらえられるような調査項目を設定していくことが必要とした。

また、最近の企業の変化として会社法の施行もあり、M&Aの増加、企業の組織再編などが予想されるが、今後それらの企業の変化を把握できるような調査事項の設定について工夫が必要であるとした。

また、社債の発行がこれまでよりも容易になるなど、資金調達もいろいろ多様化するが、多様な資金調達方法を反映するような負債の内容等について把握するとか、請負事業の内容などについて、更に詳細に把握することも統計需要に応じて検討する必要があるとした。

(3)の有効な結果利用に向けてについては、本調査と海外事業活動基本調査とをデータリネージした結果を活用することで、統計需要の増している国際化の状況の分析がより適切に行えるようになるので、その結果を一般に利用できるような形で公表することを検討する必要があるとした。

また、企業を対象とした調査で、本調査の調査内容と類似した調査事項を持つ統計調査があ

るので、それらと調査結果の相互比較及び相互利用が可能になるような集計・公表の仕組みを検討する必要があるとした。

パネルデータについては、本調査の場合、調査開始当初から作成されているが、公表されている集計結果は前年と比較した結果のみなので、より有効に活用するため、長期にわたるパネルデータについての結果を一般に利用できるよう公表することが必要とした。

今後の課題については、以上の3点であるが、いずれも経済産業省企業活動基本調査への期待が大きいゆえの課題と考えている。調査実施者におかれては、統計の体系的整備と統計需要への対応の観点から、改善に向けての検討をお願いしたい。

答申（案）についての説明は以上だが、一言部会長として発言する。

今回の経済産業省企業活動基本調査の改正において、対象を他の省の所管する業種に拡大するに際して、調査実施者である経済産業省と事務局の政策統括官室が各省と事前に時間をかけて丁寧に調整していただいたことによって部会審議も効率的に行うことができた。両省の多大な労に感謝する。

また、文部科学省、厚生労働省、環境省は、それぞれの所管する業種が新たに調査されることによって今回調査から行政施策上、有効な情報が得られることになる。本調査が実りの多い結果をもたらすよう、それぞれの省におかれては、所管する業界団体、関係機関を通して対象企業の本調査への協力についての呼びかけ、要請をぜひともお願いしたい。

私からの説明は以上である。

#### [質 疑]

美添会長) 今の報告につき、質問、意見等があればお願いしたい。

佐々木委員) 意見というよりも、ちょっと感想に近いが、答申（案）の3ページのところの上から四つ目のところに、「会社法の施行及びいわゆる2007年問題への対応」という言葉が出てくるが、実際にどういう設問を考えているのか。

舟岡部会長) 新たな調査事項として、8ページの12の「(4) 貴社の団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況について、該当する番号に○を付けてください」において、「定年制を定めていますか」、「制度的な取組の実施状況」の設問を追加している。

佐々木委員) 会社法の施行は状況が変わってこのままずっと続くわけなので、これに関する設問はどうなるのか。

舟岡部会長) それに関する設問は、その上の(3)の「貴社の機関等について」等に設けられている。

佐々木委員) だから、この設問はこのままずっと続くわけか。

舟岡部会長) 今回追加された社外取締役の設置状況のほか、3ページの親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合はこれまでも調査事項とされてきた。

佐々木委員) そちらの方はいいい。私が質問したいのはそっちの方ではない。会社法の施行によって変わるから、これからずっと続くわけだから、この設問はずっと生きていくと思う。この2007年問題というと、ここ2、3年の問題ということになる。しかも、設問が団塊世代の退職に対するというふうに書くと、全く短期の話になってしまうという印象を受ける。例えば、私の会社などはこの問題は全くない。その世代というのは非常に少ない世代である。会社の事情によってそうなっている。だが、ここに書いてある設問は切実な問題である。定年をどうするかということは、団塊世代の問題はなくても議論していることである。

それから、制度的な取組の実施も真剣に検討している。これは、団塊の世代が終わっても、企業が大きな問題として抱えている課題である。少子高齢化ということもあるので、私の感想なのだが、余りに2007年問題とか、団塊の世代というふう限定して表現するのはどうかという感じはする。

舟岡部会長) これについては、経過措置等があつて、継続雇用制度の適用年齢については、年金支給開始年齢の引き上げにあわせて2013年度までに段階的に実施することとなっている。当面は、2013年に近いところまでこういう設問が必要であろうと思う。実際、団塊の世代で、これまで

の定年である60歳を迎える世代は4年ぐらい続くので、少なくともそこについて状況をきちっと把握して、それ以降については、調査結果を検討しながら調査実施者の方で検討していただけるものだと理解している。

美添会長) 佐々木委員の指摘については、今後の課題の「2」で適切な調査内容と調査票の設定というところに含めて認識していただければ、今後の検討と読めるので、調査実施者もその点について留意していただきたい。

篠塚委員) とても正確な報告を頂いたし、この答申に対しては全面的に賛成である。その上でなのだが、前にもこの審議会で意見を言わせていただいたが、やはりこの企業活動基本調査というのは、そもそも企業が抱えている人材を使って、いかに現実の実態、企業活動の実態を的確に把握するかということが一番新しい情報を織り込み、設計したものであるということなので、ぜひ今後に向けて申し上げたい。課題にも入っていなかったので再度申し上げるが、従業員の中で、「うち女性」ということをどこかに入れることぐらいはできたのではないかと思う。全項目を把握するのはとても無理なことは重々わかって言っている。例えば調査票4の2ページのところ、常時従業員者数があるが、本社機能部門の計に「うち女子」と入れるとか、あるいは現業部門計のところに「うち女子」と入れるとかは簡単に可能である。下のところの合計の中で正社員、それから正社員・正職員、パート、それからパートの従業者数のところに「うち女性」と入れるとか。あるいは、その他の従業者数の中での派遣従業者数の「うち女性」とか、何らかの形でこれは年度末現在のことを把握しているわけだから、そんなに記入者にとって大きな負担にはならないのではないかと思う。詳しく中の企画部門の性別をとかということになってくるとなかなか大変だということは十分理解している。しかし、いずれにしても、企業がどのような活動をしているかというときに、基本的には人材を使って、そしてさまざまな資本を使って、そして海外に出て行ったりしているところを把握するときに、基本であるところの性別のところは何もないということは非常に欠陥であると思うので、長期的にぜひ検討していただきたいと思う。

美添会長) これも、今後の課題の(2)の中であわせて読めるので、統計需要に応じて検討すべき調査事項につき指摘があったという理解でよいと思う。

今回の答申(案)文については、大変丁寧に説明していただいた。課題としても今2人の委員から指摘された問題は含まれていると読める書き方がされている。その上で、私から統計体系という視点で確認をさせていただきたい。

今後の課題「3」の(1)に当たるところなのだが、企業活動基本調査の発足時の母集団は、鉱工業・商業の事業所を持つ企業と業種を限定した上で、規模も50人、3,000万以上であった。それが次第に企業活動全体をとらえる方向で拡大してきている。この点は、統計需要に対応しているということで結構なのだが、一方、答申に書いてあるように、中小企業の扱い、業種を拡大すると対象企業数が増える。中小企業も業種によって含める必要があるとすれば、中小企業の部分については、全数調査は続けられないと思われる。ここには明示的には書かれていないが、中小企業を考えるとしたら、検討課題として、標本調査の導入を検討していただきたい。

今度は計画「2」の方で、(4)に今の問題が関連すると思われるが、調査結果の集計及び公表に関しては、無回答に関する情報を今回から明らかにすることは評価したい。

無回答という表現はここでは使われていないが、ぜひその認識をしていただきたい。回収率は、全項目無回答という企業の問題だが、部分的な項目無回答もある。中小企業部分で標本調査があるとすれば、無回答部分の母集団に関する補完推定の手法が必要となるが、現在のような全数調査でも、無回答部分の何らかの対応が必要であると思う。部会の結果概要にはこれは23年以降に対応すると明確に書かれているので、今後の検討課題として読めると思うが、このような技術的な手法についても検討課題として理解しておきたい。

よろしいか。ほかに発言等はあるか。

特段ないようであれば、今後の課題の中に本日の意見が反映されているという理解のもとに、

この案については当審議会では承認されたものと考えている。本案をもって当審議会の答申として採択することとしたいが、いかがか。

(異議なしとの声あり)

それでは、承認していただいた案を総務大臣に対して答申することとする。  
ただ今の答申に関して、経済産業省の細川調査統計部長からご挨拶を頂く。

細川部長) 企業活動基本調査の改正に係る答申を頂き厚く御礼を申し上げます。

答申において、多くの重要な指摘を頂いている。中でも今後の課題として、本調査は、企業活動に関する統計体系において中核的な役割を担っている。本調査の調査対象範囲、調査事項を見直していくことが必要であり、統計体系の一層の整備に的確に対応していくことが求められるとの指摘を頂いた。この点に関しては、ただ今舟岡部会長からも貴重なコメントを頂いたところである。私どもとしても、統計体系の整備は極めて重要な課題というふうに認識している。

もとより、関係省庁が連携を強化しながら取り組んでいくべき課題というふうに考えているが、もちろん当省としても、この指摘に従って、最大限の努力を重ねてまいりたいと考えている。

また、多面的な分析、あるいはデータの提供に関する課題、最後に美添会長から頂いた指摘も含め、積極的に対応してまいりたいと考えている。美添会長、舟岡部会長を始め、統計審議会委員、専門委員には引き続き御指導を賜りたく、また、今回御尽力を頂いたこと、関係省庁の皆様も含めて厚く御礼を申し上げたいと思う。

#### (4) 部会報告

##### ① 第121回国民生活・社会統計部会

平成18年10月20日に開催された第121回国民生活・社会統計部会（議題：「平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

##### ② 第86回及び第87回企業統計部会

平成18年10月26日に開催された第86回企業統計部会（議題：「経済産業省企業活動基本調査の改正について」）及び11月2日に開催された第87回企業統計部会（議題：「経済産業省企業活動基本調査の改正について」及び「法人企業統計調査における『金融・保険業導入』に伴う試験調査」の実施状況報告）のうち、議題「経済産業省企業活動基本調査の改正について」部分については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

また、議題「法人企業統計調査における『金融・保険業導入』に伴う試験調査」部分についての結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

#### [質 疑]

美添会長) ただ今の報告につき、意見、質問等あればお願いしたい。

特段ないようなので、次に移らせていただく。

##### ③ 第66回人口・労働統計部会

平成18年10月30日に開催された第66回人口・労働統計部会（議題：「平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について」）の開催結果について、篠塚部会長から報告が行われた。

#### [質 疑]

美添会長) ただ今の報告につき、質問、意見等があればお願いしたい。

本日は、盛りだくさんな議事で少し進捗が遅れているので、質問等があれば引き続き審議していただくので、次回以降にお願いしたい。

1点教えていただきたいことがある。ユージュアルとアクチュアルに関する論点を詳しく紹介していただいたが、就業状況を全体的にとらえると、例えば失業から労働力、就業と、不連続に変わるものではなくて、連続的に変化するものと認識している。私はこの分野の専門家ではないが、ユージュアルもそういう意味で、アクチュアルより幅広くとらえるという理解なのだ

が、海外での事例を幾つか調べてみると、日本のようなユージュアルの概念は、私の知っている限りでは明確に見つからない。これについては、部会や本審議会でその内容を紹介していただきたい。調査実施者によりしくお願いしたい。

篠塚部会長) 了解した。

美添会長) よろしいか。時間があるので、次回以降引き続き、質問等の時間をとることとして、本日はこの議題はこれまでとする。

④ 第128回運輸・流通統計部会

平成18年10月24日に開催された第128回運輸・流通統計部会（議題：「平成19年に実施される全国物価統計調査の計画について」）の開催結果について、三輪部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) この件につき、質問、意見等があればお願いしたい。

いかがか。

大分時間がたって、皆さんもお疲れのことと思う。この件については、部会が継続されるので、質問、意見等があれば個別にでも提供していただいて、部会に反映をさせていただきたい。

この調査は、小売物価調査と消費者物価指数の両方に密接に関連して理解できるという指摘があり、C P Iに関しては、最近も新聞紙上でいろいろな評価が出ているところだが、その視点もぜひこの審議に反映させていただきたい。

それでは、この件については、これで終了とさせていただく。

(5) その他

○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の桑原統計審査官から、平成18年10月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「小売物価統計調査」、「家計調査」及び「経済産業省生産動態統計調査」の統計法第7条第2項による承認、並びに「法人土地基本調査予備調査」及び「法人建物調査予備調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、また、同小林統計審査官から、平成18年10月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「木材流通統計調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、それぞれ資料6による報告が行われた。

— 以上 —